

バイオフィリア研究所利益相反ポリシー

1. 目的

バイオフィリア研究所は「超高齢社会を持続可能にする」をモットーとし、研究・教育・社会貢献をその使命としている。これからの「超高齢社会の時代」において、バイオフィリア研究所の果たす役割はますます重要になり、より一層の社会貢献が期待されている。

バイオフィリア研究所は研究成果を社会に公表、還元することにより、人類の進歩と地域の発展に寄与することを目指している。高度な研究により得られる、産業上有意義な知見については人類共通の知的財産として、産学官連携活動を通じて社会に還元することで、長寿を獲得した人類の福祉向上に貢献することを使命としている。

産学官連携を成功させるためには、超高齢社会を持続可能にする弊研究所と賛同する大学と利潤追求を目的とする企業とが、目的と役割の相違を越えて、お互いの立場を尊重しながら協力し合う必要がある。しかしながら、このような活動においては、大学または研究者等についていわゆる利益相反が生じうる。したがって、バイオフィリア研究所の研究者等は、産学官連携活動を含む社会貢献を積極的に推進するに際しては、利益相反が不可避免的に発生することを十分に認識し、適切に対応することが求められる。本ポリシーの目的は、利益相反に関する基本的な考え方を策定することにより、バイオフィリア研究所の研究者等が利益相反の特徴を明確に理解した上で、産学官連携活動を含む社会貢献を公正かつ積極的に推進できる環境を整備することにある。

2. 利益相反の定義

(1) 狭義の利益相反

研究者等が産学官連携活動に伴って得る利益と、研究に参加している大学における責任が衝突・相反している状況をいう。個人としての研究者等の利益相反と参加大学組織としての利益相反がある。

(2) 責務相反

研究者等が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負っていて、参加大学における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立しない状態をいう。

(3) 利益相反問題の発生

研究者等が個人としての利益や責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合に利益相反が問題となる。

(4) 利益相反(広義) 利益相反(狭義) 責務相反

本ポリシーでは、狭義の利益相反と責務相反を合わせて、広義の利益相反として利益相反の対象とする。

3. 利益相反への対応

バイオフィリア研究所は、研究者等の利益相反行為の防止と、万一生じた利益相反行為の解決に対応するため、本ポリシーを定めるとともに、利益相反管理体制を構築する。また、研究者等がより高いモチベーションで産学官連携活動を実施することが可能となるよう、利益相反ガイドラインを策定し、学内外に明示する。なお、臨床研究における利益相反ガイドラインについては別途規定する。

4. 利益相反管理体制

- ① 研究所長を委員長とする利益相反管理委員会を設け、利益相反に関する重要事項を審議・審査する。
- ② 利益相反問題を未然に防ぐために、利益相反相談室を設ける。利益相反相談室は利益相反管理委員会の下に設置する。

③研究所は部局内研究者等が利益相反の問題を起こさないように指導する。

④利益相反の管理に当たっては、顧問弁護士をはじめとする学外の有識者や各分野の専門家の協力を仰ぐ。

5. 利益相反の対象となる職員

本ポリシーにおいて対象としている研究者等とは、以下の者を指す。

- ① 研究参加大学教員等
- ② 研究所に常勤研究者
- ③ その他利益相反管理委員会が対象者と判断した者

6. 自己申告すべき情報

研究者等は利益相反管理委員会が定める調査票書式に従って、利益相反状況の判断に 個人としての利益相反 研究所と関連大学としての利益相反

7. 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立て

- ①利益相反管理委員会は研究者等からの開示情報に基づき、利益相反状況を審査し、問題の有無を決定する。
- ②問題の発生が懸念される時は、当該研究者等への事情聴取を行い、改善を要する場合は、その旨勧告する。
- ③プライバシーに関する情報開示は行わない。
- ④ここでの審査に不服がある場合は、再度、利益相反管理委員会に審議を求めることができる。委員会は再度審議を行い、総長が決定し、この決定に従わせる。

8. 情報開示

利益相反管理委員会は、利益相反の管理状況について内外に開示する。

- ①利益相反ポリシー等への取り組み状況を外部へ公開する。また、運用状況についても定期的に開示する。
- ②ポリシー・ガイドライン等を研究者等へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する

9. 研究者等への啓発

- ①利益相反問題に関する意識向上のため、研究者等に対し専門家による研修を実施する。
- ②利益相反相談室を設け、いつでも相談できる体制にする。

10. 見直しの実施

国内外の経済社会情勢の変化、産学官連携活動の態様の変化、利益相反問題の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。

付録 様式集

[書式 1 バイオフィリア研究所利益相反ガイドライン](#)

[書式 2 利益相反マネジメント自己申告書](#)

[書式 2 利益相反マネジメント自己申告書 \(word\)](#)

[書式 3 利益相反管理相談シート](#)

[書式 4 厚生労働科学研究における利益相反マネジメントについて \(34KB\)](#)

参考 [厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針](#)

附 則 このポリシーは、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

このポリシーは、2025 年 4 月 1 日から施行する。